採石業務管理者試験を次のとおり実施する。 採石法(昭和二十五年法律第二百九十号) 第三十二条の十三の規定によって、 令和七年度

令和七年八月四日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一試験の日時

令和七年十月十日(金) 午前十時から十二時まで

一 試験の場所

広島市中区基町一○番五二号

広島県自治会館 一〇一会議室

三 試験の方法及び内容

試験は筆記によるものとし、次に掲げる事項について行う。

岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令を含む。)

2 水ケーキ 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、 (脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉) の処理、 発破、破砕選別、 廃土及び廃石の堆積並びに 汚濁水の処理、

採掘終了時の措置に関する技術的事項

四 受験資格

特になし

五 受験手続

受験願書用紙の請求先

広島県土木建築局技術企画課又は各広島県建設事務所 (支所) にて配布するほ か、 受

験者により印刷できるよう広島県ホームページに掲載するものとする。

封筒を同封すること。 なお、 郵便等で請求する場合は、 百十円の郵便切手を貼った、宛先明記の返信用定形

2 受験願書の受付期間

る法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 時三十分から午後五時十五分まで。)。 令和七年八月二十一日 (木) から令和七年九月十日 (水) まで (受付時間は、 ただし、土曜日、 日曜日及び国民の祝日に関す 午前八

郵送等の場合は、令和七年九月十日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

広島県土木建築局技術企画課

・ 受験願書の添付書類

□ 整理票 一通

六か月以内に撮影した正面、 写真(縦六センチメートル、 無帽、 横四センチメー 上半身像のもので、 トルのものであって、受験願書提出前 その裏面に氏名及び年齢を記

載したもの) 一枚

5 受験手数料

この手数料は、次のいずれかの方法により納付すること。

いずれの方法においても、 納付された手数料は返還しない。

□ 収納窓口での納付

手数料八千百円分の現金を、収納窓口(会計総務課)で納付する。

□ 納付書による納付

広島県が発行する納付書により広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関(

ゆうちょ銀行を除く。)に納める。

この場合、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出すること。

六

受験票の交付

不備のない受験願書及び添付書類を提出した者に対して、受験票を交付するものとする。

七 受験時の携行品

合格者の発表受験票及び筆記用具

八 合格者の発表

令和七年十一月四日(火)に広島県報に登載するとともに、広島県庁正面掲示場及び広

島県ホームページに掲示して行うほか、合格者には文書で通知する。

九 その他

この試験についての問合せは、 広島県土木建築局技術企画課 (電話 (〇八二) 五一三—

三八五三(ダイヤルイン))にすること。